

7. 対応方針（案）

○検証対象ダム総合的な評価

検討対象ダムの総合的な評価を以下に示す。

治水（洪水調節）、新規利水、流水の正常な機能の維持について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は、「横瀬川ダム案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、総合的な評価において、最も有利な案は、「横瀬川ダム案」である。

○パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者等からのご意見

パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者等からの意見聴取を行い、さまざまな観点から幅広いご意見を頂いた。これらのご意見を踏まえ、本報告書（素案）の修正等を行った。

○関係地方公共団体の長からのご意見

関係地方公共団体の長に対して意見聴取を行い、「継続」することが妥当であり、一日も早く対応方針を決定して、流域の浸水被害の軽減および四万十市の上水道の安定的な供給を確保するため、横瀬川ダムの早期完成に向けた取り組みの推進を望むとの意見を頂いた。

○関係利水者からのご意見

関係利水者に対して意見聴取を行い、「継続」することが妥当であり、四万十市の衛生的な飲料水の安定確保のため、横瀬川ダムの早期完成を強く望むとの意見を頂いた。

○事業の投資効果（費用対効果分析）

洪水調節については「治水経済調査マニュアル（案）（平成17年4月 国土交通省河川局）」に基づき、また、流水の正常な機能の維持については、代替法にて算定を行い、横瀬川ダムの費用対効果分析を行った結果、全体事業におけるB/Cは1.3で、残事業のB/Cは1.9であることから、事業の投資効果を確認した。

○事業評価監視委員会からのご意見

四国地方整備局事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、『再評価対象事業について審議の結果、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて横瀬川ダムの検証を進められており、検証に係る検討の進め方、検討手順にも不備はなく、「中筋川総合開発事業(横瀬川ダム)」の再評価が、当委員会に提出された資料・説明の範囲において適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」と判断した。』との意見を頂いた。

○対応方針（案）

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、横瀬川ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる。